

事例番号:380063

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 31 週 4 日 - 切迫早産のため入院

胎児心拍数陣痛図で軽度変動一過性徐脈を認める

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 31 週 5 日

23:45 陣痛開始

妊娠 31 週 6 日

2:01 - 胎児心拍数陣痛図で高度変動一過性徐脈を認める

2:35 超音波断層法で徐脈を認め、子宮底圧迫法により児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:31 週 6 日

(2) 出生時体重:1800g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.19、BE -3.6mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 6 点、生後 5 分 7 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(ハックル・マスク、チューブ・ハックル)、気管挿管

(6) 診断等:

生後当日 早産低出生体重児

(7) 頭部画像所見:

生後 42 日 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分: 病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師: 産科医 3 名、小児科医 2 名
看護スタッフ: 助産師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、出生までのどこかで生じた胎児の脳の虚血（血流量の減少）により脳室周囲白質軟化症（PVL）を発症したことであると考える。
- (2) 胎児の脳の虚血（血流量の減少）の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。
- (3) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が PVL 発症の背景因子であると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価（2020 年 4 月改定の表現を使用）

1) 妊娠経過

- (1) 妊娠中の外来管理は一般的である。
- (2) 妊娠 31 週 4 日、切迫早産の診断で入院管理としたこと、および入院後の管理（分娩監視装置装着、既往帝王切開後妊娠における経膈分娩について書面を用いて説明し同意を得たこと）は、いずれも一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 31 週 5 日以降、分娩経過中の管理（適宜分娩監視装置装着、超音波断層法実施、帝王切開および経膈分娩両方の準備を行ったこと、分娩進行を認めることから経膈分娩の方針としたこと）は一般的である。
- (2) 超音波断層法で徐脈を確認し、児頭の位置 Sp±0cm（「原因分析にかかる質問事項および回答書」による）で補助的に子宮底圧迫法を 1 回実施したことはやむを得ない。
- (3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (4) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

なし。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

早産児の PVL 発症の病態生理、予防に関して、更なる研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。